平成２４年（フ）第５３２号
広島市西区庚午南２丁目37番25―201号
債務者　三戸美佐子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９８号
広島市東区福田４丁目4042番地２
債務者　宮西　勇一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８号
福岡県久留米市荒木町荒木960番地３
債務者　豊島　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１３９号
福岡県久留米市津福本町1313番地　塚本コーポ106号
債務者　吉田　正博
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４０号
福岡県久留米市東櫛原町981番地１　リ・エミネンス303号室、住民票上の住所熊本県荒尾市原万田592番地１
債務者　稲富　靖子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４１号
福岡県久留米市三潴町生岩977番地１
債務者　本村　浩一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４６号
福岡県小郡市三沢71番地５
債務者　宮田麻里子（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４８号
福岡県久留米市藤山町1818番地22
債務者　執行　正博
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１５０号
福岡県久留米市安武町安武本3123番地１　ブランシュール305号
債務者　中野　　淳
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１８１号
宮崎市大島町北ノ原1021番地14　市営住宅160棟15号
債務者　山脇　千春（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６１号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕5560番地１、前住所鹿児島県出水郡長島町川床3055番地１
債務者　淵脇由美子（旧姓柏木・濵）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
沖縄県中頭郡西原町字池田108番地　エデンハウス103、住民票上の住所山梨県甲府市国母４丁目６番19号
債務者　秋山　裕哉
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５９号
宮城県大崎市松山金谷字向田71番地１　松山定住促進住宅２号棟201号
債務者　片岡　淳一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
宮城県遠田郡美里町木間塚字古館43番地18
債務者　岡嶋　和子（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
山梨県大月市富浜町鳥沢851番地５　ビーバレイセカンド301号
債務者　落合　秀雄
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
山梨県上野原市上野原1629番地
債務者　山﨑　光夫
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
京都市西京区桂徳大寺町271番地
債務者　近藤八重子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係